

## IV サブWG検討結果： 出港前報告制度に係る関連業務の見直し<3>

平成27年11月13日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



# 1. 第6次NACCS業務仕様書（1）

航空／海上	業務コード	業務名	業務概要	主な案件及び変更概要
海上	CMV	出港前報告船舶情報訂正	<p>出港前報告されたB/Lに対し、本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）および船積港単位（入力者が船舶代理店の場合は、船積港および船卸港単位）に船舶情報*を一括して訂正する。</p> <p>また、個別にB/L番号を指定して船舶情報*を訂正することもできる。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度</p> <p>出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規業務</li> <li>・変更前の船舶にかかるB/Lに対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。なお、当該B/Lの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。</li> <li>・入力項目は変更前の船舶情報、変更後の船舶情報及び個別のB/L番号を指定する場合は「個別変更B/L番号」（最大100欄）とする。</li> </ul>
海上	BLL	出港前報告B/L関連付け	<p>出港前報告が行われたB/Lについてセパレート、コンバイン、スイッチによりB/L番号の変更が発生した場合に、変更前後のB/L番号の関連付けを行う。</p> <p>また、当該関連付けの取り消しを行う。</p> <p>本業務を行うことにより、変更後のB/Lに設定された出港前報告不一致（報告期限超過、出港前報告未済等）を解消する要件を満たした場合は、当該不一致を解消する。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度</p> <p>セパレート等発生時における機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規業務</li> <li>・セパレート等前B/Lは出港前報告が行われていること、セパレート等後のB/Lについては出港前報告もしくは入港前報告が行われていることを条件とし、セパレート等前後のB/L番号の関連性を本業務で登録する。</li> <li>・変更前B/Lに対して事前通知の旨が登録されていないこと（マスターB/Lの場合は、関連ハウスB/Lに対して事前通知が登録されていないこと）。</li> <li>・変更前後のB/L間において、貨物識別、船舶情報が同一であること。</li> <li>・入力項目は「処理区分」「変更種別」「変更理由」「変更前B/L番号」（10欄）「変更後B/L番号」（10欄）とする。</li> </ul>

（\*）船舶情報とは、以下の5項目を指す。

①船舶コード ②航海番号 ③船会社コード ④船積港コード ⑤船積港枝番

# 1. 第6次NACCS業務仕様書（2）

航空／海上	業務コード	業務名	業務概要	主な案件及び変更概要
海上	AMR	出港前報告	<p>本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）及び船積港単位に、船舶情報、B/L及びコンテナ情報等の出港前報告を行う。</p> <p>なお、本業務で報告された情報の訂正及び削除は、「出港前報告訂正（CMR）」業務で行う。</p> <p>ただし、船舶情報の訂正に伴う再報告*は本業務で行う。</p> <p>本業務は「出港日時報告（ATD）」業務が行われるまでの間、実施することができる。</p> <p>報告された情報は、一定期間経過後、システムから削除される。</p> <p>（*）既に本業務等で登録済みのB/Lに対して船舶情報のいずれかに訂正があった場合は、本業務等による再報告を行う必要がある。AHR業務等で登録されたマスターB/Lの場合で、本業務等が行われていない場合は、船舶情報の訂正に伴う再報告にはあたらない。なお、訂正後の船舶情報に対してATD業務が行われている場合は、CMR業務またはCMV業務で再報告を行うこと。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度 出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力項目の見直し</li> <li>・運航船社航海番号欄の追加</li> <li>・B/L番号の35桁化</li> <li>・荷送人情報等の変更（荷送人コード等の法人番号導入にかかる桁数変更、住所欄の桁数変更、電話番号の必須入力化）</li> <li>・危険貨物等コードの項目名を特殊貨物コードへ変更</li> <li>・IMDGクラス、UN No. の複数入力化</li> </ul> <p>○1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力画面の変更</li> </ul> <p>○マッチング判定結果の通知の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連ハウスB/Lに、ハウスB/L報告完了の旨が登録されている場合は、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を出力する</li> </ul>
海上	CMR11	出港前報告訂正呼出し	<p>出港前報告したオーシャン（マスター）B/Lの訂正及び削除を行う場合に、本業務によりシステムに登録されているB/Lを呼び出す。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度 出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BL業務により変更前B/Lである旨が登録されていないこと。</li> <li>・B/Lが貨物情報DBに登録されている場合で、ATD業務が行われている場合は、DMF業務が行われていないこと。</li> </ul> <p>ただし、B/Lにリスク分析結果の事前通知が登録されている場合を除く。</p>

# 1. 第6次NACCS業務仕様書（3）

航空／海上	業務コード	業務名	業務概要	主な案件及び変更概要
海上	CMR	出港前報告訂正	<p>出港前報告した情報に対するB/Lの追加、訂正及び削除を行う。</p> <p>(1) 追加の場合            A T D業務が行われた出港前報告情報に対してB/Lの追加を行う。また、船舶情報の訂正に伴う再報告も行うことができる。</p> <p>(2) 訂正及び削除の場合            登録されている出港前報告情報に対するB/Lの訂正及び削除を行う。なお、船舶情報及びB/L番号は訂正不可である。A T D業務が行われている場合は、「積荷目録提出(DMF)」業務が行われるまでの間実施可能となる。また、A T D業務に先行してDMF業務が行われている場合は、A T D業務が行われるまでの間、実施可能となる。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度            出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A T D業務後、DMF業務前までの実施を可能とする。              (DMF業務がA T D業務に先行して実施されている場合は、現行通り、A T D業務前まで本業務を実施可能とする。)</li> <li>・入力項目の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運航船社航海番号欄の追加</li> <li>・B/L削除理由コード、削除理由欄の追加</li> <li>・B/L番号の35桁化</li> <li>・荷送人情報等の変更(荷送人コード等の法人番号導入にかかる桁数変更、住所欄の桁数変更、電話番号の必須入力化)</li> <li>・危険貨物等コードの項目名を特殊貨物コードへ変更</li> <li>・IMDGクラス、UN No. の複数入力化</li> </ul> </li> </ul> <p>○1 B/Lあたりのコンテナ件数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力画面の変更</li> </ul>
海上	AHR	出港前報告 (ハウスB/L)	<p>船舶情報、関連付けするマスターB/L、ハウスB/L及びコンテナ情報等の出港前報告を行う。</p> <p>また、マスターB/L単位のハウスB/Lの出港前報告が完了した旨(以下、「ハウスB/L報告完了」という。)の登録も行う。既にマスターB/LにハウスB/Lが関連付けられている場合は、ハウスB/Lの登録を省略し、ハウスB/L報告完了の登録のみを行うこともできる。</p> <p>なお、本業務で報告された情報の訂正及び削除は、「出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)」業務で行う。</p> <p>ただし、マスターB/Lの船舶情報が訂正された場合等、ハウスB/Lの船舶情報の訂正に伴う再報告は本業務で行う。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度            出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力項目の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶情報変更予定有識別の追加</li> </ul> </li> <li>・B/L番号の35桁化</li> <li>・荷送人情報等の変更(荷送人コード等の法人番号導入にかかる桁数変更、住所欄の桁数変更、電話番号の必須入力化)</li> <li>・危険貨物等コードの項目名を特殊貨物コードへ変更</li> <li>・IMDGクラス、UN No. の複数入力化</li> </ul> <p>○1 B/Lあたりのコンテナ件数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力画面の変更</li> </ul> <p>○マッチング判定結果の通知の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務でハウスB/L報告完了の旨が登録されている場合は、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を出力する</li> </ul>

# 1. 第6次NACCS業務仕様書（4）

航空／海上	業務コード	業務名	業務概要	主な案件及び変更概要
海上	CHR11	出港前報告訂正 (ハウスB/L) 呼出し	出港前報告した情報に対するハウスB/Lの訂正及び削除を行う場合に、本業務によりシステムに登録されている情報を呼び出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サブWG：出港前報告制度 出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</li> <li>・B/L業務により変更前B/Lである旨が登録されていないこと。</li> </ul>
海上	CHR	出港前報告訂正 (ハウスB/L)	<p>出港前報告した情報に対するハウスB/Lの追加、訂正及び削除を行う。</p> <p>(1) 追加の場合</p> <p>入力されたマスターB/Lに対してマスターB/L単位にハウスB/Lの出港前報告が完了した旨（以下、「ハウスB/L報告完了」という。）の登録がされている場合、または船舶情報に対する「出港日時報告（ATD）」業務が行われている場合にハウスB/Lの追加を行う。また、ハウスB/L報告完了の登録も行う。既にマスターB/LにハウスB/Lが関連付けられている場合は、ハウスB/Lの登録を省略し、ハウスB/L報告完了の登録のみを行うこともできる。マスターB/Lの船舶情報が訂正された場合等、ハウスB/Lの船舶情報の訂正に伴う再報告も行うことができる。</p> <p>(2) 訂正及び削除の場合</p> <p>登録されている出港前報告情報に対するハウスB/Lの訂正及び削除を行う。なお、船舶情報、ハウスB/L番号及びマスターB/L番号は訂正不可である。ATD業務が行われている場合は、「出港前報告事前通知（CDN01）」業務によりハウスB/Lにリスク分析結果の事前通知が登録されている場合に限り実施可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サブWG：出港前報告制度 出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</li> <li>・ATD業務後、DMF業務前までの実施を可能とする。 (DMF業務がATD業務に先行して実施されている場合は、現行通り、ATD業務前まで本業務を実施可能とする。)</li> <li>・入力項目の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶情報変更予定有識別の追加</li> <li>・B/L削除理由コード、削除理由欄の追加</li> <li>・B/L番号の35桁化</li> <li>・荷送人情報等の変更（荷送人コード等の法人番号導入にかかる桁数変更、住所欄の桁数変更、電話番号の必須入力化）</li> <li>・危険貨物等コードの項目名を特殊貨物コードへ変更</li> <li>・IMDGクラス、UN No. の複数入力化</li> </ul> </li> <li>・マスターB/L番号の訂正可能化</li> <li>○1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力画面の変更</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 第6次NACCS業務仕様書（5）

航空／海上	業務コード	業務名	業務概要	主な案件及び変更概要													
海上	A T D	出港日時報告	<p>本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）及び船積港単位に出港日時を報告する。また、出港日時の訂正も本業務で行う。本業務では、入力された船舶情報と合致するB/Lを対象に処理を行う*。本業務では、処理対象のB/Lを一定の処理単位に分割し、内部処理を行う。内部処理では、出港前報告情報不一致判定及び出港日時の報告を併せて行う。</p> <p>（*）ハウスB/Lについては、以下の条件のいずれかを満たす場合に対象とする。</p> <p>① マスターB/Lの船舶情報に準ずる旨が登録されていない場合 AHR業務等において登録された船舶情報と入力された船舶情報が合致する。</p> <p>② マスターB/Lの船舶情報に準ずる旨が登録されている場合 関連付けられているマスターB/Lに対するAMR業務等が行われている場合で、当該AMR業務等において登録された船舶情報と入力された船舶情報が合致する。</p>	<p>○ サブWG：出港前報告制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出港前報告制度に係る業務フローの簡素化</li> <li>本業務で抽出したB/Lに対してB/L業務により変更後B/Lである旨が登録されている場合は、下表のとおり出港前報告日時を判定する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更種別</th> <th>判定日時の決定条件</th> <th>判定日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セパレートスイッチ</td> <td>変更前B/Lの出港前報告日時 &lt; 変更後B/Lの出港前報告日時</td> <td>変更前B/Lの出港前報告日時</td> </tr> <tr> <td>変更前B/Lの出港前報告日時 ≥ 変更後B/Lの出港前報告日時</td> <td>変更後B/Lの出港前報告日時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンバイン</td> <td>変更前B/Lの出港前報告日時 &lt; 変更後B/Lの出港前報告日時</td> <td>変更前B/Lの中で最も遅い出港前報告日時</td> </tr> <tr> <td>変更前B/Lの出港前報告日時 ≥ 変更後B/Lの出港前報告日時</td> <td>変更後B/Lの出港前報告日時</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本業務で抽出したマスターB/Lに対してハウスB/L報告完了の旨が登録されている場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を出力する。</p>	変更種別	判定日時の決定条件	判定日時	セパレートスイッチ	変更前B/Lの出港前報告日時 < 変更後B/Lの出港前報告日時	変更前B/Lの出港前報告日時	変更前B/Lの出港前報告日時 ≥ 変更後B/Lの出港前報告日時	変更後B/Lの出港前報告日時	コンバイン	変更前B/Lの出港前報告日時 < 変更後B/Lの出港前報告日時	変更前B/Lの中で最も遅い出港前報告日時	変更前B/Lの出港前報告日時 ≥ 変更後B/Lの出港前報告日時	変更後B/Lの出港前報告日時
変更種別	判定日時の決定条件	判定日時															
セパレートスイッチ	変更前B/Lの出港前報告日時 < 変更後B/Lの出港前報告日時	変更前B/Lの出港前報告日時															
	変更前B/Lの出港前報告日時 ≥ 変更後B/Lの出港前報告日時	変更後B/Lの出港前報告日時															
コンバイン	変更前B/Lの出港前報告日時 < 変更後B/Lの出港前報告日時	変更前B/Lの中で最も遅い出港前報告日時															
	変更前B/Lの出港前報告日時 ≥ 変更後B/Lの出港前報告日時	変更後B/Lの出港前報告日時															
海上	I M L	出港前報告一覧照会	<p>AMR業務等、AHR業務またはCHR業務（以下、「AHR業務等」という。）で登録した情報に基づき、本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）またはマスターB/L単位に出港前報告情報の船舶情報、B/L等の情報を一覧照会する。また、船積港毎の出港日時の報告状況の照会も本業務で行う。</p>	<p>○サブWG：出港前報告制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」を追加する。また、新規照会区分にはB/L総件数の項目を追加する。</li> <li>出力項目の見直し 既存照会区分「D：出港日時報告状況一覧照会」を除くA、B、C、E、F、G、Hの出力情報に以下の項目を追加する。 B/L業務実施にかかると  <ul style="list-style-type: none"> <li>B/L番号変更種別</li> <li>B/L番号変更前後識別</li> </ul> </li> <li>既存照会区分「E：概要情報照会（ハウスB/L）」「F：不一致情報照会（ハウスB/L）」「G：リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスB/L）」の出力情報に以下の項目を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>マスターB/Lの出港予定日時</li> <li>マスターB/Lの出港日時</li> <li>マスターB/Lの入港予定日</li> <li>マスターB/Lの入港前報告日時</li> </ul> </li> </ul>													

# 1. 第6次NACCS業務仕様書（6）

航空／海上	業務コード	業務名	業務概要	主な案件及び変更概要
海上	I A R	出港前報告照会	A M R業務等またはA H R業務等で登録した情報に基づき、B／L単位に出港前報告情報を照会する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サブWG：出港前報告制度</li> <li>・出力項目の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>① A M R業務等およびA H R業務等の入力項目の見直しに伴い、以下の出力項目を変更する。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・運航船社航海番号欄の追加</li> <li>・B／L番号の35桁化</li> <li>・荷送人情報等の変更（荷送人コード等の法人番号導入にかかる桁数変更、住所欄の桁数変更、電話番号の必須入力化）</li> <li>・I M D Gクラス、U N N o. の複数入力化</li> </ul> </li> <li>② A H R業務等の「船舶情報変更予定有識別」の追加に伴い、以下の出力項目を追加する。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶情報変更予定有識別</li> <li>・マスターB／L船舶コード</li> <li>・マスターB／L航海番号</li> <li>・マスターB／L船会社コード</li> <li>・マスターB／L船積港コードおよび枝番</li> <li>・マスターB／L船卸港コードおよび枝番</li> </ul> </li> <li>③ B L L業務の新設に伴い、以下の出力項目を追加する。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・B／L変更種別</li> <li>・B／L変更理由</li> <li>・変更前B／L番号</li> <li>・変更後B／L番号</li> <li>・マスターB／L変更後B／L番号</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○1 B／Lあたりのコンテナ件数の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力画面の変更</li> </ul> </li> </ul>

## 2. B/Lセパレート等発生時における機能改善 ～B L L業務の追加チェック仕様～

### B L Lのチェック仕様について

項番	チェック	補足
1	変更前B/Lは出港前報告済のB/Lとしてシステムに存在すること。	B L Lは、「出港前報告されたB/L」と「出港前報告または入港前報告B/L」との関連性を登録する業務であることから、変更前B/Lに対する出港前報告情報は必ず存在している必要がある。
2	変更後B/Lは出港前報告済のB/Lまたは積荷目録登録済のB/Lとしてシステムに存在すること。	B L Lは、「出港前報告されたB/L」と「出港前報告または入港前報告B/L」との関連性を登録する業務であることから、変更後B/Lに対する情報についても必ず存在している必要がある。
3	変更前B/Lの貨物識別（M：マスター、H：ハウス、O：マスター、ハウス以外）と変更後B/Lの貨物識別が同一であること。	B/Lのセパレート、コンバイン、スイッチの結果を登録する業務であるため、貨物識別が異なるB/L間で関連付けが行われることは想定されない。
4	入力者が船会社の場合は、変更前後のB/Lに登録されている船会社コードと入力者の船会社コードが同一であること。	—
5	入力者が船船代理店の場合は、変更後B/Lに登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、セパレートの場合で、変更後B/Lに登録されている船卸港がそれぞれ異なる場合は、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係がシステムに登録されていること。	B L Lは、通常、変更後B/Lの積荷報告者において実施される想定であるため、変更後B/Lに登録されている船卸港において受委託関係のチェックを行う。ただし、セパレートの場合で、変更後B/Lの船卸港が複数港となる場合は、港毎に委託先の船船代理店が異なることが想定されるため、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係があることをチェックする。
6	入力者がNVOCCの場合は、変更前後のB/Lの出港前報告者と同一であるか、通知先利用者と同一であること。	CHRにおける訂正権限と同じ。
7	変更前B/Lに対して事前通知の旨が登録されていないこと（マスターの場合は、関連するハウスに対して事前通知が登録されている場合を含む）。	変更前B/Lとして登録したB/Lは、以降の業務実施を不可とする（照会業務は実施可能）。したがって、報告不備等により事前通知の旨が登録されたB/Lを変更前B/Lとして登録する場合は、通知された指示内容に従い訂正等を実施し、当該事前通知の解除を受けたうえでB L Lを行う必要がある。
8	変更前後のB/L間において、船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港）が同一であること。	B/L番号の変更前後で船舶情報が異なる場合（トランシップまたは船舶情報の誤登録を伴う場合）は、変更後の船舶情報における報告期限内に当該積荷にかかる出港前報告を行う必要がある。したがって、船舶情報が異なるB/L間の関連付けについては、本業務の対象としない。



### B L Lのチェック仕様について

項番	チェック	補足
9	変更前B/Lに対して積荷目録情報登録が行われていないこと。 <u>(変更前B/Lは出港前報告のみ行われていること)</u>	MFR後にB/L番号の変更が発生した際には、現行と同様に、CMF01またはCMF02により当該B/Lを削除したうえで、変更後のB/L番号に対してMFRまたはCMF02を行う。  ※B L Lは出港前報告された変更前のB/L番号との関連付けを行う業務であり、入港前報告された変更前のB/L番号との関連付けを行う機能はない。
10	変更後B/Lに対して以下のいずれかの条件を満たすこと。 ①全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われている。 <u>(変更後B/Lに対する積荷目録情報登録が行われているか否かは問わない)</u> ②全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われていない。 <u>(全ての変更後B/Lに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていること)</u>	<u>※B L L業務の実施に際し出港前報告情報における関連付けを基本とするが、例外として全ての変更後B/Lが積荷目録情報のみ登録されている場合は、B L L業務による関連付けを可能とする。</u>



## 2. B/Lセパレート等発生時における機能改善 ～B L L業務の追加チェック仕様～



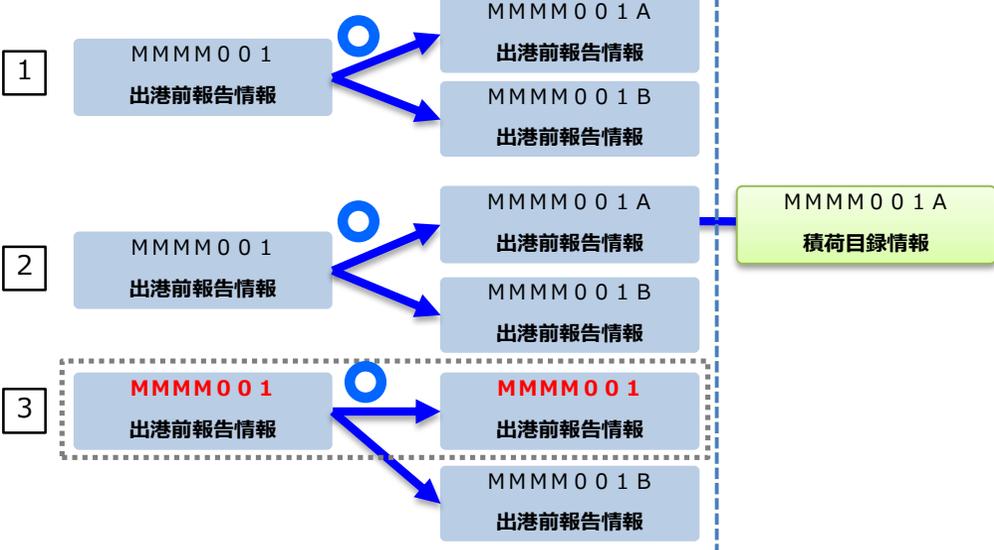
### B L Lのチェック仕様について

項番	チェック	補足
10	変更後B/Lに対して以下のいずれかの条件を満たすこと。 ①全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われている。 ②全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われていない。	下記参照。

### B L L業務可能

【条件①】 全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われている。

・ 出港前報告同士のB L L業務可能（出港前報告の訂正とみなす。）



【条件②】 全ての変更後B/Lに対して出港前報告が行われていない。

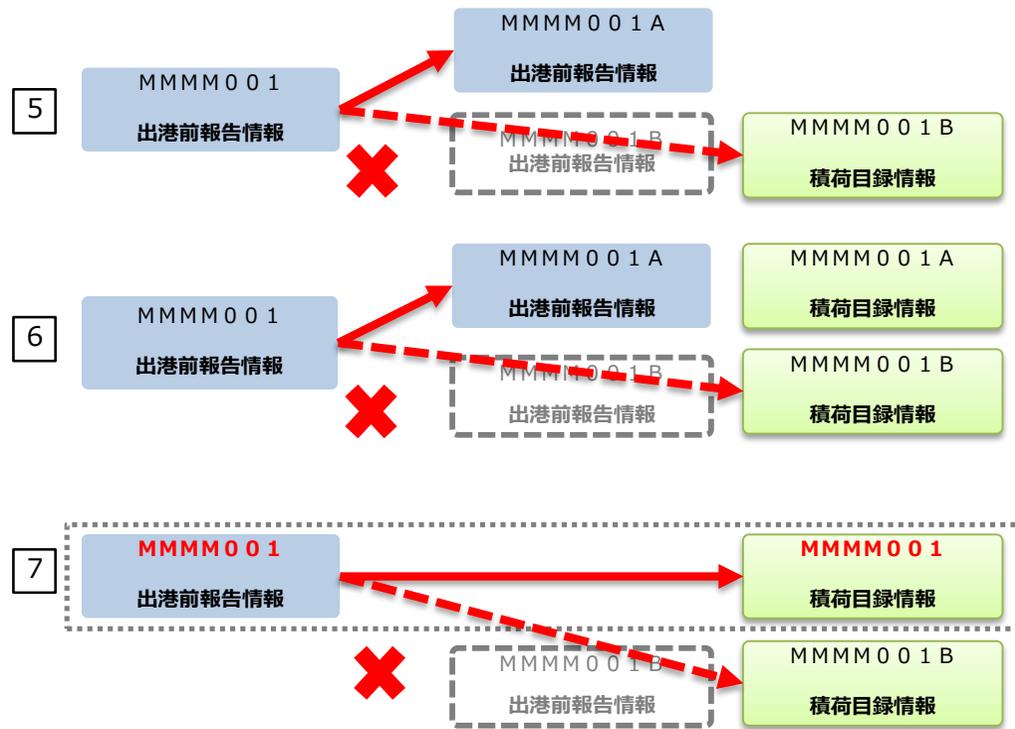
・ 変更後B/Lが全て積荷目録情報である場合はB L L業務可能  
（変更前B/Lがこれら変更後B/Lの出港前報告とみなす。）



※ B L L業務後にMMMM001A、MMMM001Bの出港前報告不可

### B L L業務不可能（エラー）

・ 出港前報告と積荷目録情報が混在するようなB L L業務不可  
（出港前報告情報内にて関連付けが完結していないため）



※ M L L 001 Bの出港前報告の追加及びM L L 001の出港前報告の訂正後にB L L業務を実施する必要がある。